

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、四期目の県政運営に当たり、御挨拶と所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、この度の選挙におきまして、多くの県民の皆様から御支持をいただき、引き続き県政運営を担うことになりました。選挙期間を通じて、県民の皆様から賜りました温かい励ましと力強い御支援に対し、心から感謝を申し上げますとともに、知事としての責任の重さを、改めて強く実感しているところであります。

急速な少子化や東京圏への人口集中などを原因とする人口減少問題への対応と、将来にわたる地域活力の維持は、我が国の喫緊の課題であります。昨年行われた国勢調査の結果が10月に公表されましたが、本県におきましても、21の市町で前回調査より人口が減少しており、本県が未来に向け発展を続けていくためにも、地方創生の実現に向けた速やかな対応が求められております。

四期目に当たりましては、こうした状況を乗り越え、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」を実現していくことが、私に課せられた使命であると考えているところであります。

私は、豊かな自然をはじめ、歴史・文化や地域の伝統、これまで県が築き上げてきた様々な成果など、本県が有する多くの本物に、より一層磨きをかけ、国内外に発信し、「選ばれるとちぎ」を目指すことが本県に更なる元気をもたらすものと考えており、そのための政策として、過般の選挙において県民の皆様にお約束をした5本の柱に沿って、全力で取り組んで参りたいと考えております。

まず第一は、「ひとが輝く『元気なとちぎ』」の実現であります。

地方創生の基本は「ひとづくり」にあります。教育や子ども・子育ての支援、若者や女性の活躍支援などを通して、誰もが能力を発揮して笑顔になれる社会づくりを進めて参ります。

第二は、「成長力アップ『元気なとちぎ』」の実現に向け、本県の強みを生かした多様な産業の振興や雇用の確保、観光立県の推進などにより成長力のアップを図り、国内のみならず、海外からも「選ばれるとちぎ」づくりを目指します。

第三は、「健康・安心『元気なとちぎ』」の実現であります。県民の皆様が生涯にわたり健康で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、福祉、防犯などの施策の充実を図るとともに、地域住民の手によるコミュニティづくりを促進して参ります。

第四は、「強くしなやか『元気なとちぎ』」を実現するため、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進するほか、道路等ネットワークの充実、環境保全、バイオマスなどを活用したエネルギーの地産地消などに取り組んで参ります。

第五は、「未来への礎を築く『元気なとちぎ』」の実現であります。4年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、その2年後に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を見据え、スポーツ・文化の振興やブランド力の向上を図って参ります。また、市町が抱える共通の課題の解決に向け、広域連携の取組を推進するほか、安定した県政運営を支える確かな土台を築くため、行財政基盤の更なる強化を進めて参ります。

私は、知事就任以来、「県民中心」、「市町村重視」の視点に立った県政運営を心掛けて参りました。また、これまで、現場主義を徹底し、県民の皆様の思いや願いに真摯に耳を傾け、何が求められているかを見極め、県民益を判断の基準にスピード感を持って決断するとともに、メッセージ力を高めて県内外へ情報発信し、本県の実力が全国に理解されるよう努めてきたところであります。

四期目のスタートに当たりましては、こうしたこれまでの県政運営の基本姿勢を踏まえるとともに、新たなとちぎの未来を見据えつつ、「創造力」と「行動力」を十分に発揮しながら、「戦略性」を持って県政の課題に果敢に取り組んで参る決意であります。

これからの4年間は、県民の皆様はもとより、市町、企業、関係団体など、あらゆる主体の知恵と力を結集してオール栃木体制を構築し、私自らがその先頭に立って、「選ばれるとちぎ」の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、ふるさと栃木の誇りに関する報告であります。

まず、本県出身の船村徹氏が先月、文化勲章を受章されました。

作曲家として数多くの名曲を発表され、音楽界の発展に貢献された船村氏の功績は、我が国の歌謡史に輝くものであります。また、栃木県警察30周年記念歌を作曲されたほか、「山の日」の制定等にも御尽力されるなど、その事績は県民が誇りとするものであります。今後もお体を大切にされ、なお一層の御活躍をお祈り申し上げます。

二つ目は、ユネスコ無形文化遺産の登録についてであります。

去る12月1日、本県の「烏山の山あげ行事」及び「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」を含む「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産への登録が決定しました。これまでの関係者の取組に敬意を表しますとともに、今回の登録が、地域の活性化はもとより本県の伝統文化の発展や、観光振興等に大きな効果をもたらすことを期待するものであります。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた事前キャンプの誘致についてであります。

県では、今年6月にハンガリーを相手国とするホストタウンの登録を受けるとともに、ハンガリーオリンピック委員会等に対し、本県の競技施設の視察を働きかけて参りましたところ、去る11月11日から13日の間、同委員会のサボー・ベンツェ専務理事とナジ・ジグモンド国際部長が来県されました。県からは総合運動公園を始めとする競技施設を案内するとともに、総合スポーツゾーンの整備計画等について説明を行いました。両氏からは、立地環境や各施設に対する高い評価を得るとともに、同国の各競技団体へ責任を持って説明する旨、約束をいただいたところであります。

引き続き、日本オリンピック委員会や駐日ハンガリー大使館等と連携し、同国選手団の事前キャンプ実現を目指して参ります。

次に、本県のブランド力の向上についてであります。

民間の調査機関が10月に公表した「地域ブランド調査2016」の魅力度調査におきまして、残念ながら本県は、昨年に比べ順位を下げる結

果となりました。この調査結果の分析と併せて、「とちぎブランド力向上会議」での議論を踏まえながら、「とちぎブランド取組方針」を今年度中に策定し、本県のブランド力の向上に戦略的に取り組んで参ります。

また、本県の魅力・実力を広く発信する絶好の機会であるデステーションキャンペーンをはじめ、「山の日」記念全国大会、とちぎ技能五輪・アビリンピック2017などの全国規模のイベントを活用し、本県ブランド力の向上を図って参ります。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

国は、指定廃棄物の放射能濃度の再測定を実施した結果、これまでの方針どおり集約処理を進めるとともに、農家等の負担軽減策を講じるため、関係者と協議したいとのことであります。

県といたしましては、国に対して、地元への丁寧な説明など、引き続きしっかりとした取組を要請するとともに、負担軽減策について、本県の実情を踏まえ、農家や事業者、市町と国との間に入って調整するなど、早期かつ安全な処理に向けて、積極的に役割を果たして参りたいと考えております。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例8件、その他の議案7件の計16件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第3号）は、9月補正予算に引き続き、国の「未来への投資を実現する経済対策」に呼応し、「とちぎ創生15^{いちご}戦略」に位置付けられた地方創生に向けた取組等を

推進するとともに、商工制度金融融資枠の追加等を行うこととして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、61億 1,397万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,466億 4,025万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、諸収入、県債等を充てることといたしました。

第2号議案及び第7号議案は、去る10月13日付けの人事委員会勧告等に基づき、職員の給与に関する条例など給与に関連する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、雇用保険法の一部改正等に伴い、職員の退職手当に関する条例及び栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正するものであります。

第5号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、栃木県教育委員会の権限に属する事務を新たに市町村に移譲するため、栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、鬼怒水道用水供給事業に係る水道料金を改定するため、鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正するも

のであります。

第9号議案は、道路交通法の一部改正に伴い、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県収用委員会委員島田トミ子氏及び竹澤一郎氏並びに予備委員小林一子氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、竹澤一郎氏を再任し、島田トミ子氏の後任として予備委員小林一子氏を任命し、欠員となる予備委員に高津戸忠一氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第11号議案及び第12号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第13号議案及び第14号議案は、工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案及び第16号議案は、栃木県防災館及びとちぎ青少年センターに係る指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。